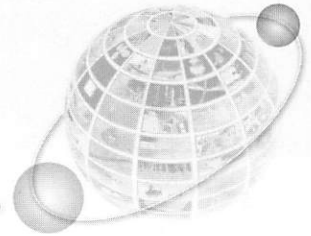


# 原点を振り返る

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



**日** 本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に、24年のノーベル平和賞が授与される。広島、長崎に原爆が投下されてから来年で80年だ。被爆者の高齢化が進み、体験の継承が課題とされて久しい。授賞は喜ばしいが、私たち人類は今も核兵器に対する恐怖の中にある。世界各地で起きている戦争が、恐怖を現実に変えつつある。日々の忙しさにかまけて振り返ることをしなかった私自身にとって、日本被団協のノーベル平和賞授賞は胸を衝かれる出来事だった。原点を忘れてはならない。

## 井戸を掘った人



この夏、もう一つ原点を振り返ることがあった。それは、当法人（情報公開クリアリングハウス）理事の辻利夫さんが亡くなったことだ。私にとって、彼は公私にわたる大恩人である。その存在がなければ、情報公開に関わることはなかった。

当法人の三木由希子理事長が、彼の功績をつづった追悼文をニュースレターに掲載した。その中では「井戸を掘った人」という言葉で、辻さんを紹介している。

「辻さんの存在なしに、おそらく情報公開クリアリングハウスの前身である1980年の『情報公開法を求め市民運動』の発足はなかった。情報公開法や『市民運動』そして情

報公開クリアリングハウスの『井戸を掘った人』の一人なのです」

彼は情報公開法だけでなく、「シーズ・市民活動を支える制度をつくる会」にも関わり、NPO法の立法運動にも参与してきた。

情報公開法とNPO法は日本の市民活動に不可欠な制度だ。二つの制度の実現に貢献したという点でも大恩人である。

「井戸」があれば、人々は情報と自由という「水」を得ることができると。それは一人ひとりの喉の渇きを癒し、田畑を潤す。

喉の渇きとは人権侵害ともいえる。草創期は組織や社会に秘密主義が跋扈していた。真実を知らされないことで、多くの人たちの人権が脅かされ、奪われてきた。数多くの公害や薬害事件が、その酷さを物語っ

ている。被害者やその家族は声を枯らして情報と救済を求めた。

また、組織や社会という田畑は潤いと正反対で、前例踏襲の事なかれ主義が横行していた。市民活動の自由な発想と方法は、乾ききった田畑を潤す「水」となる。NPOが行政や社会に新しい提案をすることで、社会は少しずつ良い方向へ歩みを進めてきた。

人権と自由の拡大を目指して、彼は情報公開法とNPO法という「井戸」を掘った。

## 情報公開権利宣言



80年前後が日本における情報公開の草創期だった。その頃、辻さんは秘密主義という硬い地面に鉄を入れ、豊かな知己を活かして「井戸」を掘った。

手掛けたのは情報公開権利宣言（以下、「権利宣言」と情報公開8原則（以下、「8原則」）の検討、公表である。全文はリンク先を参照してほしいが、現在の情報公開制度の基本の理念や内容となる事柄が散りばめられている。

たとえば、「権利宣言」には「公害・薬害等により国民の生命、健



康、安全は脅かされ傷つけられてきたが、政府省庁による情報の不当な操作や秘匿がなければ、それらの原因は速やかに究明され被害も最小限に食い止められていたはずである」という記述がある。これはAIが生成了た無機質な記号ではなく、人間の痛みを背景とした重みのある言葉である。

高度経済成長期は水俣病、イタイイタイ病、六価クロム土壌汚染など、数多くの公害が全国各地で進行した。これにより多くの人たちの「生命、健康、安全」が脅かされ傷つけられてきた事実があった。また、サリドマイド、クロロキン、予防接種禍など、本来は人の命の助けとなるはずの医薬品が、多くの人に苦しみを与えた薬害も深刻だった。いずれも関連情報が秘匿され、実態解明が遅れ、被害が拡大した。被害に苦しんできた人たちの思いと言葉を「権利宣言」は汲み取り、二度と「惨禍」が起こらないように情報公開という処方箋を社会に提示した。その格調の高さは、辻さんをはじめとする「井戸を掘った人」たちの志の高さでもあった。そこに思いを致すとき、「井戸」の恩恵に預かってきただけの自分自身のあり方

を恥じ入る。

この「権利宣言」をはじめて読んだとき、理屈ではなく事実の重みがあるの心を動かすことを実感した。その原点を忘れてはなるまい。

### 情報公開8原則

「権利宣言」と同じ81年1月に公表されたのが「8原則」である。ちなみに翌82年4月には日本ではじめての情報公開条例が、山形県金山町で制定されている。

「8原則」は情報公開制度のあるべき内容を列挙した。これも長文にわたるので、若干表現を整えて以降に主旨を整理したい。

- ① 行政文書の原則公開、② 請求権の保障、③ 非公開事項の制限、④ 生命・健康に関わる情報の絶対公開、⑤ 独占公益事業に関わる情報の絶対公開、⑥ 個人情報情報の非公開と本人開示、⑦ 記録、保存の義務、⑧ 運営監視機関、の8点である。

ほとんどが、その後の自治体や国の制度化の中で盛り込まれた。そうした事実からも、「8原則」の先見性と確かさが高く評価される。しかし、未完の課題もある。

たとえば②について、「8原則」

は「独立の行政委員会または裁判所に出訴でき、その当否について実質的判断を受けることができる」と定めている。市民が知りたい情報が非公開になったとき、過去は泣き寝入りするしかなかった。しかし、情報公開が制度化されることで、その可否を情報公開審査会や裁判所で争うことができる。

その点では、「8原則」が実現したかのように見える。しかし、ここでいう「実質的判断」がされない場合がある。たとえば、裁判における「インカメラ審査」が導入されていない。裁判官がフツ（非公開になった文書）を実検できないままで、「実質的判断」とはいえない。

もう一つ「実質的判断」を困難にするものがある。それは「国の安全」と「公共の安全」に関わる非公開規定で、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という文言を、情報公開法が盛り込んだことだ。端的にいえば、非公開に関わる行政機関の立証責任を軽減する規定だ。

ほかにも、本来必要な記録を作成しないことや、作成しても不当に廃棄するなど、「8原則」の⑦に反する実態もある。公表から40年以上が

経過するが、まだまだ課題が多い。

### 惨禍を避けるために

最後に「権利宣言」の一節を引用したい。

「国民の目と耳が掩われ、基本的な国政情報から隔離されるとき、いかなる惨禍に見舞われるかは、過去の戦争をおして私たちが痛切に体験したところである」

核兵器を含めて、人の「生命、健康、安全」を脅かし、傷つけるリスクは今もある。それどころか、防衛費の膨張のようにより、リスクは増大しつつあるように思える。その事実を知ろうとすると、前述の課題の深刻さが立ち現れる。

「国の安全」に関わる情報が非公開になったとき、当否について裁判所が「実質的判断」をできず、私たちが市民が泣き寝入りさせざるを得ない状況がある。「権利宣言」が指摘するように、戦争の「惨禍」は秘密主義がもたらす。

今回の総選挙では争点にならなかったが、情報公開法の改正が不可欠だ。

いったい何ができるのか。私なりに原点を振り返りたい。